

市議会モニター意見等一覧

No.	項目	内容	ご意見等（原文まま）	市議会回答
1	① 本会議に関して (6月6日)	感想	6/6 午後はじめて議会傍聴することができました。 市議の皆様、市側の皆様、皆真剣にされている印象を受けました。 が、傍聴されている方のワザとらしい咳ばらいと指差しがすごく気になりました。 たぶん居眠りをしていた方がいるのかもしれないけど、そういう方がみえたからかな？と思います。 私は少しの時間だけの傍聴でしたが、その事がすごく印象に残っております。 せっかくなのに集中できないのではと思います。	本会議を傍聴してのご感想をお寄せいただきありがとうございます。 このたびは、傍聴に際し、他の傍聴者の行為が気になられたようでございますが、鶴岡市議会傍聴規則の第8条には、傍聴人の守るべき事項が列記されており、第2項には、「私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。」と記載されております。 傍聴者の皆様には、今後も傍聴に際しての注意事項を周知してまいります。もし、同様の行為をされている方を見かけた際は、お手数ですが、お近くの係員までお知らせいただければと存じますので、宜しく願いいたします。
2	① 本会議に関して (6月定例会)	意見	焼却施設建設及び売電について、6月定例会にて各会派が重要議案に対しては、担当者を決めて最初からチェックしてほしかった。最終的には売電が予定どおり決着して良かった。	ごみ焼却施設で計画されていた売電が難しくなった事が、議会に報告されたのは令和元年5月24日でした。その後の6月議会では、各議員及び各会派の調査に基づいて、多くの議員が質問を行っています。 今年8月に、東北電力より庄内地域において送電網の空き容量が発生したことが公表され、当初の計画どおり売電が可能になったことが確認されました。 議会としては、今後さらにチェック機能を高めていくよう努めてまいります。
	① 本会議に関して (6月定例会)	質問	議会で、議案に対する総括質問、市政に対する一般質問に、質問していない議員がいるのでは？	議会での総括質問は行政執行機関から出された議案について疑問・質問がある場合、市長等に各会派を代表する議員が質問を行います。一般質問は行政全般にわたり、政策提言を含め各議員が質問を行うことができます。「質問をしていない議員がいるのでは」とのことですが、定例会等で、質問するかしないかは、各議員の判断に委ねられております。
	⑤議会改革・活性化 に関して	意見	議員定数について、欠員2名、欠席1名いた。議員の定数減をしてほしい。	議員定数の検討につきましては、本議会において6月に「議員定数等検討特別委員会」を設置しております。委員会では市民の皆様からも意見募集を行うこととしており、幅広い意見を集約しながら、令和2年秋頃をめどに検討を進めてまいります。
	⑥その他	意見	選挙の投票時間について、期日前の投票が多くなってきたので、鶴岡市が先駆けて投票時間を繰り上げてはいかがでしょうか。	鶴岡市選挙管理委員会にお伝えし、下記のとおり回答をいただいております。 (選挙管理委員会回答) 投票時間は、公職選挙法で朝7時から夜8時までと定められており、ただし書きで「選挙人の便宜のため必要と認められる特別の事情のある場合」又は「選挙人の投票に支障を来さない」と認められる特別の事情のある場合」に限り、投票所を閉じる時刻を4時間の範囲で繰り上げることができるとされています。 鶴岡市においては、温海地域、朝日地域の全域とその他の一部地域併せて、31の投票所で1時間の繰り上げをしていますが、市全域で繰り上げることは法律規定に照らし、慎重に対応すべきと考えています。

市議会モニター意見等一覧

No.	項目	内容	ご意見等（原文まま）	市議会回答
3	④市議会ホームページに関して	意見	市議会モニターの意見の公開について 「広報広聴委員会における検討状況」において、返答として「この意見を各議員に伝えます」を多く見かけるが、伝えるだけでなく意見を出して、どのような協議や意見が出たか、もしくは、どのような結果があったかを知りたいので、そのような回答を望みます。	議会モニターは、市議会の運営等に関し、モニターの皆様からご提案やご意見を広く聴取することで、市議会の運営等に反映させ、もって開かれた民主的な議会を構築することを目的に設置しており、議会運営等に関する提言等が提出されたときは、必要に応じ関係する会議に提言等を送付し、検討させることとしております。 そのため、議会運営等に関する項目以外の提言等については、広報広聴委員会ではお答えできないものもございますが、議会モニターの貴重なご意見として各議員に周知しているところです。 今後も、できる限り丁寧な回答に努めてまいりますので、議会運営等でご意見等がございましたら、ぜひお寄せください。
	④市議会ホームページに関して	意見	市議会ホームページ及び会議結果の報告において 会議の議決に至った経緯や意見が分かりづらい。 選挙の際に誰がどのような意見や評議を出したかを見て、参考になるようなものにしてほしい。YouTube では流れているので、文書として公にしてくれると親切だと思う。 具体的には、各議員の賛否結果を、○×で分かるように表記してほしい。	議会だよりやHP等で議案に対する賛否結果を議員ごと○×で掲載することについては、議会改革特別委員会で議論され、「議決に至った経緯が見えにくい」「他市町村では掲載しているところもある」など、賛否それぞれ意見は出ましたが、平成31年1月に掲載しない旨、賛成多数で決定しております。 なお、有識者によると、本市議会で採用している起立表決の場合、起立者は積極的に賛成を表明するのに対し、起立しない議員の考えは反対だけに限らないとのことです。さらに、起立表決で確認するのは起立者の多少のみで、議員一人ひとりの賛否を確認するものではありません。議員の賛否を公開する場合は、記名投票や電子採決といった賛否を客観的にかつ正確に確認できる表決方法をとる必要があるとのことです。 議会の議論の経緯をわかりやすく市民の皆様にお伝えできるよう引き続き検討を重ねますのでご理解いただきますようお願いいたします。
	⑥その他	意見	市議会ホームページ、その他の市議会情報「政務活動費」について 平成29年度の「調査・研究計画及び報告書」を見ましたが、個人が通う大学の前期後期分が公費で支払われていますが、これは有りなのでしょうか。 また、政務活動費の手引きを読むと、開催地が県外の場合、一人年3回までとありますが、一年を通しての大学の費用がこれに該当しないのではないかという疑問があります。	判例等では、議員の調査研究活動の基盤の充実につながる内容と判断される場合（例えば、一般質問や議案審議、政策形成など、市政の発展につながるものと判断される場合）、大学院等の学費について政務活動費から支出することを認めています。また、「1年を通しての大学の費用は該当しないのではないかと」のご指摘ですが、「開催地が県外の場合は、一人当たり年3回まで」とする当該規定は、参加旅費について規定したものであり、当該議員は学費について政務活動費から支出したものであり、通学に係る費用（旅費）については支出していないものであります。以上のことから、政務活動費として適正に支出されているものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。